

# 令和4年度 監査事務局 運営方針

## I 基本目標

**市政に対する市民や社会の信頼をより高めるため、監査を通じて、区局本部の業務の適正化と改善を支援します！**

## II 目標達成に向けた施策

### 1 区局本部の業務の適正化と改善につながる監査

- 市長による内部統制体制の整備・運用状況を踏まえ、区局本部の業務の適正化と改善のため に何ができるかという視点を基本として監査に臨みます。
- 市民感覚・現場感覚も踏まえて納得性ある監査を実施することにより、監査の信頼性を確保 します。
- 監査結果が区局本部での業務改善に生かされるよう、分かりやすい意見書・報告書を作成す るとともに、情報発信など様々な取組を実施します。
- 監査結果を踏まえて各区局本部に共通する事務の制度所管課へ働きかけることにより、効果 的な業務改善を促進します。

### 2 適正性と、経済性・効率性・有効性の視点及びリスクの度合いと影響度に応じた監査

- 区局本部の事業執行の適正性を確保するため、厳正な監査を行います。
- 事業の経済性・効率性・有効性の視点を踏まえ、業務改善に向けた実効性ある監査を行います。
- 区局本部の個々の事業の執行過程において内部統制が有効に機能しているかどうかを確認し ながら、リスクの度合いと影響度に応じた監査を行います。

## III 目標達成に向けた組織運営

### 人材育成の推進

市民感覚・現場感覚を大切にし つつ、監査制度の意義・監査事 務局のミッションの理解と監 査に関する専門知識・スキル向 上のため、OJT、研修などによ って人材育成に取り組みます。

### チーム力の向上

職員の意欲と能力を最大限 に引き出すとともに、タテ・ ヨコ・ナナメの情報共有・自 由活発な意見交換を進め、連 携・協力体制を構築し、職場 のチーム力を高めます。

### ワークスタイル改革の推進

業務の内容や進め方を見直 し、効率的かつ効果的に遂行 することなどにより、ワーク スタイル改革の推進に取り 組みます。

★基本目標等を具体化する、主な事業・取組については、次頁をご覧ください。

参考 主な事業・取組	
【主な事業・取組】	【内容】
<b>1 区局本部の業務の適正化と改善につながる監査</b>	
(1) 監査品質の確保	⇒横浜市監査委員監査基準に基づいた適正な監査の実施 ⇒監査対象業務の実情・背景を考慮した納得感ある監査の実施
(2) 区局本部の業務改善の取組への支援	⇒指摘情報等の検索可能なデータでの提供及び職員向け広報紙「ビタミンK」による情報発信 ⇒区局本部職員向け研修・e ラーニングの実施 ⇒ウェブページ等での報告書等の発信 ⇒財務監査等の結果を踏まえた制度所管課への働きかけ
(3) 住民監査請求制度の運営	⇒的確な監査事務の執行
<b>2 適正性と、経済性・効率性・有効性の視点及びリスクの度合いと影響度に応じた監査</b>	
・合規性、正確性だけでなく、局の目標達成状況も踏まえた監査の実施 ・監査を通じた課題把握と報告書等への反映 ・リスクアプローチの視点に基づいた監査の重点項目の設定と監査手法の検討	現金出納検査の実施 決算等審査の実施 健全化判断比率等審査の実施 内部統制評価報告書審査の実施 財務監査等の実施 行政監査の実施
<b>3 組織運営</b>	
(1) 人材育成の推進	⇒監査制度の意義、監査事務局のミッションを全職員に徹底 ⇒監査、住民監査請求への対応を通じたOJTによる監査ノウハウの共有 ⇒職場内講師による研修 <ul style="list-style-type: none"><li>・決算審査、財務監査、内部統制評価報告書審査及び健全化判断比率等の審査などの監査実務研修</li><li>・Excel VBAマクロ研修などの監査に有用な業務知識や専門的知識の習得を目的とした研修</li></ul> ⇒簿記自主研修（簿記3級程度以上の知識習得） ⇒制度所管課が実施する会計事務、契約事務などの研修受講 ⇒民間団体等が実施する専門研修受講
(2) チーム力の向上	⇒全職員が監査制度の意義、監査事務局のミッションを共有することによる協力体制の強化 ⇒職員同士が互いの存在を認め合い、自由闊達に議論ができる職場風土の醸成 ⇒課内・関係者間での前向きな議論及び参加者の意見を踏まえた上で方向性の決定 ⇒朝礼、情報共有タイム、ガルーン等の活用による局内全職員の情報共有強化 ⇒責任職からの声かけなどによる職員とのコミュニケーションの円滑化、職員へのサポートの実践 ⇒リスクマネジメントの取組などによる事務処理ミスの防止
(3) ワークスタイル改革の推進	⇒業務効率化等による長時間労働是正と勤務時間の適正な管理 ⇒フレックスタイム及びテレワークの活用促進 ⇒監査対象先からデータで資料提出を受けること、作業手順を見直すことなどによる業務の効率化とペーパーレスの推進 ⇒年次休暇取得10日以上

※「監査」には審査、検査も含みます。